

# 富士吉田市立図書館読み聞かせボランティア このはなさくや 会則（H28.3改正）

## 1 名称

本会は、このはなさくや と称する。（平成13年9月発足。富士山の女神「コノハナサクヤヒメ」にちなみ、また「お話が咲く」という意味もこめて命名。）

## 2 目的

富士吉田市立図書館及び会員相互との協調のもと、地域における読み聞かせ・読書活動増進にボランティアとして寄与することを目的とする。

## 3 事業・活動

前項の目的を達成するため、富士吉田市立図書館と連携し、図書館や学校等でおはなし会を開催し、会員の研鑽や市民への啓蒙に資するため、読み聞かせ講習会等を開催する。

### (1) 富士吉田市立図書館お話し会

- ・ちいさいおはなしかい 毎週木曜日（休館日除く） 午前10時30分～
- ・おはなしかい 毎月第2・第4土曜日（休館日除く） 午後2時～
- ・その他おはなし会（大人向けやおはなしの会など）

### (2) 出前おはなし会

- ・市内小中学校（学期ごと3日間まで）
- ・市内幼稚園・保育園（各所年間3日間まで）
- ・その他依頼に応じて

※活動に際し、会員はボランティア活動保険に加入する。（掛け金は図書館が負担）

## 4 会員

会員は富士吉田市立図書館の利用者をもってする。

一度入会した会員については、退会の申し出がない限り継続とする。

## 5 役員

代表1名、副代表1名の役員をおく。

以上を事務局という名称で呼び、富士吉田市立図書館内に置く。

役員は、原則活動期間が3年以上の会員の中より総会において選出する。

任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は、辞任または、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 6 役員役割

代表は本会を代表し、総括する。

副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。

## 7 会計

会計については会計予算をもとに富士吉田市立図書館で行う。

冠婚葬祭については、会員本人の結婚または逝去のみ、会費より3000円を目安に支出する。

## 8 メールマガジンの送信

毎月1回月末に、会員あてのメールマガジンを送信する。

内容は、スケジュールの確認、本の紹介、各種講座の案内などとする。

メール利用のない場合のみ、封書にて送付する。

## 9 総会

毎年度開催し、次の事項を審議する。また必要に応じて臨時総会を開くことができる。

議事の表決は、出席会員の過半数以上の同意をもって決定する。

### (1) 事業報告・決算の承認

### (2) 事業計画・予算の決定

(3) 事務局の役員の選出・承認

(4) その他の必要事項の審議

10 事業・会計年度

4月1日から翌年3月31日とする。

11 附則

- ・この会則は2014年4月1日から施行する。
- ・会則の変更は、総会の決議を経なければならない。

その他

打ち合わせ、制作について（ボランティア室の使用）

- ・毎週水曜日 10:00～12:00
- ・毎週土・日曜日 14:00～16:00
- ・その他 事前連絡があれば使用可

富士吉田市立図書館 の役割

- ・図書館は名簿作成・コーディネート（スケジュール作成）・プログラム作成・印刷
- ・定期おはなし会、小学校出前おはなし会は1つ以上参加する。
- ・退会は申し出をもってするとしているが、活動継続の意向は毎年聞く（ボランティア保険）。
- ・文書発送 このはなさくや事務局+富士吉田市立図書館と表示する。
- ・読書会の機会、講師の紹介など